

議案第 38 号

町有財産の無償貸付について

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

令和 3 年 3 月 11 日提出

山都町長 梅 田 穰

1. 物件の所在

所 在 山都町小峰字引地 1 3 8 5 番地
(旧小峰小学校)

地 目 学校用地

面 積 1 6, 3 8 8 m²

2. 貸付対象物件

旧校舎棟

(鉄筋コンクリート造 1, 6 5 0 m²)

3. 使用目的

障がい者自立支援法に基づく障がい者福祉サービスを行
う施設

4. 貸付料

無 償

5. 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

6. 貸付の相手方

住 所 山都町神ノ前 2 4 2 番地 1 5

氏 名 社会福祉法人 御陽会 明星学園

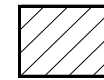
理事長 武元 典雅

(提案理由)

町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 7 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要
があります。

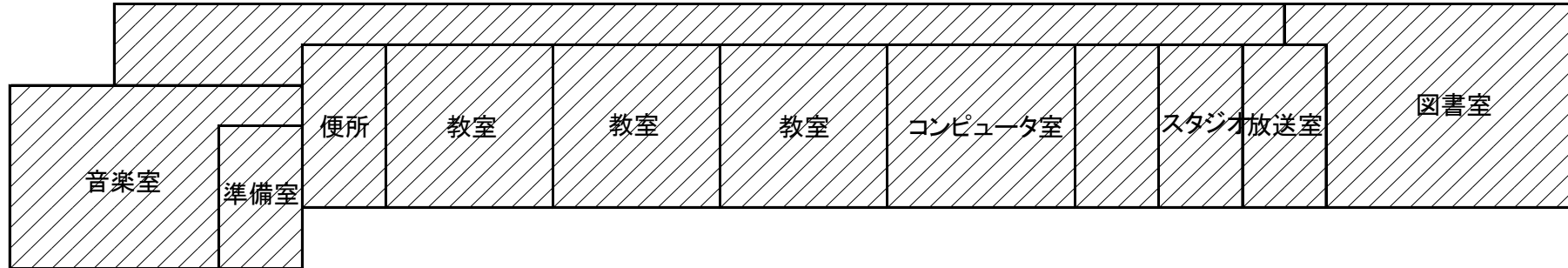
これが、この議案を提出する理由です。

旧小峰小学校



社会福祉法人 御陽会 明星学園

【2階平面図】



【1階平面図】

